

Title	「客観性」再考： 「現象学」的「客観性」論から見たマックス・ウェーバーの「客観性」概念
Sub Title	Rethinking "objectivity"
Author	儘田, 徹(Mamada, Toru)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1983
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.23 (1983.), p.31- 38
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000023-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「客観性」再考

——「現象学」的「客観性」論からみた

マックス・ウェーバーの「客観性」概念 ——

Rethinking “objectivity”

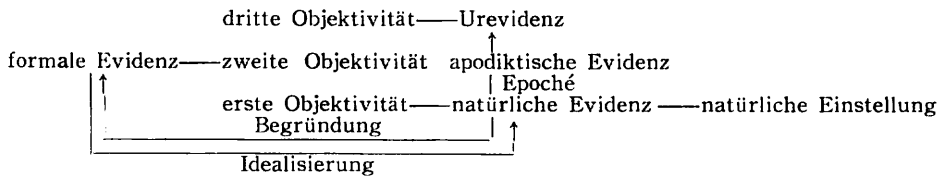
儘 田 徹

Tōru Mamada

This paper purports to discuss the concept of “objectivity” in Max Weber’s methodological treatises on “sociology” from the “phenomenological” viewpoint.

In chapter 1 and 2, I clarify the theory of “objectivity” in phenomenology. At first I explain the following concepts used to discuss the concept of “objectivity” in phenomenology: “erste Objektivität,” “zweite Objektivität,” “dritte Objektivität,” “natürliche Evidenz,” “formale Evidenz,” “Urevidenz” and “apodiktische Evidenz.”

Then I specify the mutual relations of those concepts. Their relations can be conceived as follows:



In chapter 3, I examine Weber’s concept “objectivity” in his methodological treatises on “sociology,” depending on the “phenomenological” theory of “objectivity” clarified above.

At the result, I come to conclude the following:

- (1) “Zweite Objektivität” and “dritte Objektivität” which are mentioned above are confused in Weber’s concept “Deutung,” and their relations are not explained by him.
- (2) Though Weber exactly explains the relations of “Deutung” and “Verständigung” or “Einverständnis” which can be considered equivalent to “erste Objektivität.”

序

この〔シュトラッサー氏による客観性の〕正当化は新カント派流の単なる方法論批判よりも、もっと先へ進む。それは「客観性」の真の発生的研究を基にして行なわれる。シュトラッサー氏は客観性の継続的な三つの段階を展開する、すなわち、日常生活世界の前科学的段階、方法によって生み出された科学的段階、最後に科学的認識の形成の土台となっている前-意味作用についての哲学的自覚の段階である。

ポール・リクールは、シュテファン・シュトラッサーの『現象学と経験的人間科学』¹⁾ 仏語版序文で上のように述べたが、以下本論稿で試みられるのはこの内容の具体的検討である。というのは、本論稿は忠実なるカント学徒マックス・ウェーバーの方法論文²⁾における「客観性」の概念を、「現象学」の見地からなされた「客観性」についての立論とつきあわせることで再検討しようというものであるから。

ここでシュトラッサーの「客観性」論といわずに、「現象学」的「客観性」論ということばを使ったのは、前者の議論がフッサールの『ヨーロッパ諸学の危機と超

越論的現象学』³⁾に大いに依拠していると考えられたからである。そこで、まず第一章においては、ここでの議論に関連する範囲で『危機書』におけるフッサールの構想(と考えられるもの)を論ずる。続く第二章では、この『危機書』の構想に基づいてシュトラッサーの「客観性」論を整理し、「現象学的「客観性」論の基本的な枠組みを提示する。そして、第二章で示された諸概念によって、ウェーバーの方法論文における「客観性」概念を検討するのが第三章である。

—

フッサールの『危機書』は、「第一部、ヨーロッパの人間の根本的な生活危機の表現としての学問の危機」、「第二部、近代における物理学主義的客観主義と超越論的主観主義との対立の起源の解明」、「第三部、超越論的問題の解明とそれに関連する心理学の機能」の三部構成であるが、第一部、第二部は雑誌に発表されたものの第三部は未完におわった。このためかどうか、第三部は「超越論的哲学」の出現を哲学史的に考察した第一部、第二部に比べて晦渋であり、論理的展開を追い難い。しかし、この第三部においてかの「生活世界 *Lebenswelt*」の概念が提示され、またそれによる「超越論的哲学」樹立の可能性が論じられるのである。

第三部は、A、「あらかじめ与えられている生活世界について遑て問うことによる現象学的超越論哲学への途」とB、「心理学から出発して現象学的超越論哲学へ到る途」の二つの部分から成る。このうち「A」のはじめの数節では、「客観主義的な諸科学」が「生活世界」によって「基礎づけられ *begründet*」ていることが述べられる。例えば自然科学の実験では、実験者の目の前で生じる諸変化(フッサールのあげているところでは計量器や目盛りの変化)自体には、その日常的な経験同様実験者によって何の疑問もさしはさまれないという意味で、その「明証性 *Evidenz*」(これについては後述する)の基盤を実験者の「生活世界」にもっているのである。⁴⁾これは根本的には、あらゆる意識は何ものかについての意識であり(いわゆる「志向性 *Intentionalität*」)、これが根源的に *ursprünglich* 確かなことであって、自然科学の領域における意識活動もその例外ではないということだろう。このような意識活動について考察するのがフッサールのいう「心理学」や「超越論的哲学」なのであり、これらによってそうした考察以前にすでに与えられている意識活動の素朴な状態としての「生活世界」が主題化されるのだ。だがこの「主題化」は、いったい

どのようにしてなされるのだろうか。

フッサールは『危機書』第38節を、次のように題している。「生活世界を主題化する、ありうべき二つの根本様式。すなわち、その世界にまっすぐ向かう素朴で自然的な態度と、生活世界的対象の主観への与えられ方がどのようなものかに首尾一貫して反省を加える態度の理念」。すなわち「生活世界」の主題化とは、「生活世界」において「自然的態度 *natürliche Einstellung*」で対象と関係を取り結んでいる主観の意識活動を明らに出すことであり、この主題化された意識活動を把握する作業のことを、「A」では「生活世界の存在論」と呼び「B」では「記述心理学」と呼ぶのである。

こうした作業を可能にするのが、いわゆる「判断中止 *Epoché*」である。これについて『危機書』では、すでに第17節において「デカルト的判断中止」として論じられているが、そこではまだ「判断中止」を遂行する「自我 *Ego*」の存在の「必然的明証性 *apodiktische Evidenz*」と、その「自我」にとっては対象はたんなる「現象」にすぎないことが述べられるだけである。すなわち、他者たちによってすでに構築(ここではこのことばをもっとも一般的な意味で使っている)されており、また現に私と他者たちによって構築されつつあるものとしての対象の在り方という主題はまだあつかわれぬ。

この主題化も一つの「判断中止」によってなされるが、それはとくに「普遍的判断中止」ないし「超越論的判断中止」と呼ばれる。そして、私がこれをおこなうことにより、他者たちと共有している「生活世界」の中で私のとっている「自然的態度」をとおして、「生活世界」が主題化されるのである。だから「自然的態度とは、日常的行動だけでなく科学的認識をも含む一切の先現象学的な認識に共通する意識の態度を表わしている」⁵⁾と同時に、「超越論的方法概念」なのだ(「自然的態度の自我と超越論的自我の同一性」)。

『危機書』においては、「超越論的判断中止」とは「われわれの在り方としての関心の在り方」、つまり「自然的態度」における主観と対象との関係そのものを廃棄することなく、たんにその「関心」だけを「はたらきの外におく *außer Spiel setzen*」ことだとされる。「以前私に対してあったとおりの、また今あるとおりの世界、私の、われわれの、人類の世界、それぞれ主観的な仕方であつた世界は消えてしまうわけではないが、判断中止が首尾一貫して遂行されているあいだは、純粹にその存在意味を与える主観性——この主観性が妥当させることによって世界は一般に「存在する」——の相関物と

して目にとまるのである。」⁶⁾

この「超越論的判断中止」によって「生活世界」は真に主題化されるわけだが、われわれはさらに、「超越論的判断中止」が開始されることの根拠を問うことができる。この問いに対する答えとして、私はここで新田義弘氏の次のような論述を引用しておきたいと思う。

自然的態度の概念は本来は超越論的方法概念であるが、超越論的反省の深化の過程にあってつねにその規定が深められてゆく。なぜなら超越論的反省自体が自然的態度において機能する世界構成的意識の反省的露呈であり、その限りにおいて自然的態度の超越論的規定にほかならないからである。この深められた規定によれば、自然的態度における自我は、超越論的自我の潜伏態であり、自然的態度はすでにそれ自体において「超越論的先歴史」である。自然的態度に生きる私は超越論的自我であるにもかかわらず、それに気づいていないのである⁷⁾。

二

前章で論じたフッサールの「超越論的哲学」の構想（と考えられるもの）は、多分次のように要約できると思う。すなわち、「超越論的」動機はすでにわれわれの（「自然的」）生のうちに含まれており、それが発現する過程でわれわれはさまざまな表象を獲得してきているが、そのうち最初に「必然的明証性」としてわがものとするのが「超越論的」に哲学する「自我」である。だがこの「自我」は、哲学すると同時に他者たちとともに「生活世界」を共有する「自我」でもあり、それゆえ「超越論的哲学」は、「生活世界」を「根源的明証性 Urevidenz」として手に入れることができるのだ。——もしこの理解が正しければ、冒頭リクルの序文を引用しつつ述べた三つの「客観性」は、歴史哲学的な発展段階というよりはむしろ「客観性」のもつダイナミックな構造と考えられるべきだと思う。だからここでは、「生活世界」に関するシュトラッサーの解釈⁸⁾はあえて考慮に入れないことにする。

シュトラッサーによって、「客観性」は次のように規定されている。「人間の態度としての客観性とは、自分ではないものに自分が依存しており、またそのものによって自分が規定〔normieren〕されていることの承認を——たいていは暗黙のうちに——自由な人間のことはと行為で表現することである。」⁹⁾これは、まずわれわれが「世界」のうちに「存在」するということであり、次でその中でわれわれが対象化（この特殊なものが「理念化

Idealisierung」である）をおこなっていることを意味する。だが、「客観性」はたんなる気まぐれや思いつきとは異なり、たんに「存在する」というだけではなくそれがある確信に基づいていなければならない。この「客観性」の根拠となるような「確信」を「明証性」と呼ぶのである。

しかし、「何ものもわれわれによって客観的に存在するのではない」¹⁰⁾ことは、もっとも根源的な「明証性」に属する。すなわち、「存在」するものはわれわれによって対象化される以前から「存在」していること、したがってそれはすでにわれわれの先人たちによって対象化されており、われわれの対象化はこの先人たちの対象化に基づいていることをわれわれが「確信」していなければ、「客観性」を論ずること自体が無意味になってしまうのだ。

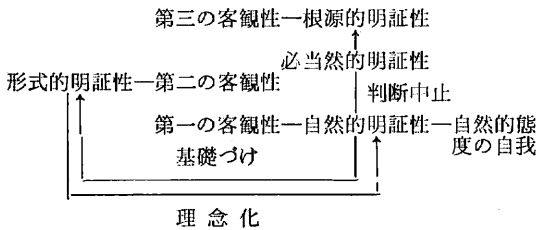
「客観性」と「明証性」との関係はほぼ以上のように考えられるが、先述の三つの「客観性」はそれぞれ独自の「明証性」に基づいている。すなわち、シュトラッサーによれば「第一の客観性」は「自然的明証性 natürliche Evidenz」に、「第二の客観性」は「形式的明証性 formale Evidenz」に、また「第三の客観性」は「根源的明証性」に基づいているのである。（またシュトラッサーは、「形式的明証性」以外の「明証性」を一括して「直観的明証性 intuitive Evidenz」と呼ぶ。）

「自然的明証性」とは「自然的態度」における「明証性」であり、例えばこのベン（はこのベンである）というような素朴な存在妥当である。（「理念化」が対象化の特殊なものであるという意味で）この「自然的明証性」の特殊なものが「形式的明証性」だ。例えば九々表に記された数字はもはや何本のペンといった具体的な内容はないが、九々表にはそれ自体としての正しさがある。このような「正しさ」が「形式的明証性」なのである。だが、「根源的明証性」の規定は上の二つの「明証性」の場合にくらべて容易ではない。というのは、シュトラッサーによればアンチテーゼをくぐりぬけた「自然的明証性」が「根源的明証性」なのだが、この「アンチテーゼ」がいかなる根拠に基づくのかを、われわれはさらに問うことができるからである。

このようなことが問題になるのは、シュトラッサーも指摘しているように「自然的明証性」と「根源的明証性」との区別が困難だからである¹¹⁾。シュトラッサーは、この区別を可能にする方法を明示していないが、その、このような方法が「哲学的」なものであるという指摘¹²⁾は考慮に値する。というのは、われわれはすでに、哲学す

る方法としての「超越論的哲学」を知っているからである。したがって上の問いは、次のようにいえることができる。すなわち、「自然的明証性」はいかなる根拠に基づいて主題化されるのか。これは、前章で詳しく述べておいた、「生活世界の主題化」の根拠づけの別のいい方にほかならない。

以上、「客観性」に関連する「現象学」の諸概念について述べてきたが、そのおもだったものの相互の關係の仕方を図式的に示すと次のようになる。



三

ウェーバーの方法論文における「現象学」的な「明証性」概念の影響は、おそらく用語上のものでしかない。というのは、ウェーバーは前章の用語でいえば「形式的明証性」と「直観的明証性」とを分けてはいるものの、前者のほうが後者よりも「明証的」であると考えていたし¹³⁾、また「明証性」と「客観性」との關係の把握が不十分なうえに¹⁴⁾、「明証性」と「妥当性」との後別を強調させた¹⁵⁾からである。それにもかかわらず、彼はその鋭い洞察力で「第一の客観性」と「第二の客観性」との關係をきわめて正確に論じ、また「第三の客観性」についてもかなりのところまで論及していたと思う。だが、この彼の鋭い洞察力を以てしても、「第二の客観性」と「第三の客観性」とを正確に区別するには到らなかった。

ウェーバーは、学問の領域に入りこんでいる「自然的明証性」に対して、鋭敏な感覚をもっていた。「ロッシュャーとクニースおよび歴史的国民経済学の論理学的問題」にはじまるいわゆる「歴史学派」批判は、まさにこの感覚の産物といえるだろうし、「社会科学的、社会政策的認識の『客観性』や『社会科学、経済科学の『価値自由』の意味』における、日常の素朴な用語が学問にそのまま流用されることによって生じる混乱についての論述もまたそうである。だからウェーバーは「理解 Verstehen」を「解釈 Deutung」と「諒解 Verständigung ないし Einverständnis」¹⁶⁾とに分け、前者が「科学的」

なものであることを強調したのだ¹⁷⁾。

この「科学的」な「解釈」は、「因果性」のカテゴリーを用いるために「因果帰属」とも呼ばれるが、要するにある歴史上の部分的現実が、「解釈」者ないし研究者によって妥当な構成物として明確に把握される過程のことである。（したがってそれは命題定立の過程であるが、把握の対象が命題の場合にはその検証の過程であるわけだ。）この過程では、まず歴史上の部分的現実が「価値理念に制約された〔研究者の〕関心」によって、把握されるべき一つの「文化現象」として認識される。これが「歴史的個体」である。

この「歴史的個体」が「認識目的」であるのに対し、いわゆる「理念型」は「認識手段」とであるといわれる。「認識手段」とは、それを基準として現実を把握するのに役立つ虚構のことだが、他方「理念型」は、そうして把握された現実を叙述する素材としても役立つ¹⁸⁾。この「理念型」の役割は、それがたんなる「虚構」にとどまらずむしろ積極的に「現実」を構成する要素であることを示している。またこのことから、「解釈」とは同一視しうる「理念型」が見出せるところまで現実所与を分解することだといえるのである¹⁹⁾。

「理念型」に代表される「概念」、「法則」、「因果性」といったものが『客観化的認識作用』objektivierende 《Erkennen》というカテゴリーでくくられる場合²⁰⁾、そこには当然さまざまな色合いの「理念化」が含まれるわけである。この場合には「一般化的認識 generalisierende Erkenntnis」と「個別化的認識 individualisierende Erkenntnis」とのちがいが、このちがいに含まれる「一般的 generell」と「普遍的 universal」との区別もこの「色合い」の差にすぎなくなる。もちろんウェーバーにとって、これらのちがいは絶対的なものであったが、それにもかかわらず、「理念型」と「現象学」的な「理念」概念とを同一視するシュトラッサーの見方²¹⁾が注目し値するのは、ウェーバーが実際のこの「理念型」の「形式的明証性」によって、「解釈」の妥当性を保証しようとしたからである。

だがその一方、ウェーバーはそうした二次的構成物の母体が「第一の客観性」であることに気づいていた。これについては、例えば「文化科学の論理学的領域における批判的研究」に「自分自身の実生活や他人の行動についての知識から得たわれわれの『法則定立的』経験知」²²⁾という言明もあるが、「ロッシュャーとクニース」第三部にややまとまった論述がみられる²³⁾。

それによれば、「固有の日常的知識によって教えこま

れた自らの想像力のために、われわれが人間行為の『解釈』にあたって、かの経験的内容を外延のより広い『規則』へと明確に定式化することを『非経済的』であるとして怠り、一般化を『暗黙のうちに』用いるのはむしろ当然のことであり、かえってあらゆる経験を「法則」で飾ろうとするのは一種の形而上学なのである。「法則」は、『一義性』の関心にしたがって文化現象を解釈するために必要な程度の因果帰属の『相対的な確定』を『日常経験』が保証するにたりない場合にのみ、だがその場合には常に価値あるものとなる。」しかし、同時にそれは「日常経験の内部の一つの飛地」にすぎないのである。このような洞察は、今まで述べてきたのとは異なる種類の「解釈」の概念を予期させる。

〔「解釈」の〕超越論的 transzendental 前提は、……われわれが意識的に世界に対して態度をとりかつこれに意味を与える能力と意志とをそなえた文化人であるということである²⁶⁾。

この場合の「超越論的」とはカントの用語だろうが、「現象学」の用語で「超越論的」とはこの「超越論的前提」自体を問うことを指す。「批判的研究」における「解釈」の概念は、この後者の意味で「超越論的」だと思う。

「解釈」は、「事実上は緊密にいつも融合しているが、しかし論理的には鋭く分離すべき二つの方向をとりうる」²⁶⁾。この「二つの方向」とは「価値解釈」と「態度決定」である。このうち、前者がいわゆる「価値関係」の明確化であるのに対し、後者はここでは、前者によって明確化された「価値関係」に基づいて「解釈」者自身の「価値」と対象との関係を明確にすること（すなわち肯定・否定のカテゴリーに二分すること）であると考えられる。「『解釈』の意味は、われわれにまさに『評価』についてとりうる『立場』と『着眼点』とを示す aufdecken ことにある」²⁶⁾。

このように、「解釈」の「本質的内容は……可能な『価値関係』についての一つの『知』であり、したがって、それは対象に対して少なくとも理論的に『立場』を変更する能力を前提とする。」²⁷⁾このような「能力」は、それが「現象学」における「判断中止」に相当するものと考えられるため「第三の客観性」に属するといえようが、そこでは「第一の客観性」における「正しさが「現象」として、つまり「自然的態度」にある私の「正しさ」の「規範」にてらして「正しい」か「正しくない」かが「形式」として示されるのである。この「能力」のおか

げで「研究者は、例えばある時代の人間のある特別な種類の典型的的心情を特徴づけるために、自分にとって個人的に倫理的に規範にかなっており、この意味で客観的に『正しい』と思われるような心情の類型同様、自分にとって倫理的にまったく規範に反すると思われるような心情の類型をも構成することができ、それからそれと研究対象の人間の行動とを比較できる」²⁸⁾のである。

対象化自体が問題となる領域をのぞいては、この「正しい」類型は「研究者」にとっても（被研究者としての）「行為者」にとっても存在する。この事情をきわめて適確に論じた部分が「理解社会学の若干のカテゴリーについて」にあるので、かなり長い以下引用したいと思う。

……1、事実上（主観的に）個人は……平均的にはゲゼルシャフト化されたほかの個人の行動を、平均的にそれが制定された定律 Ordnung の遵守を基準とする「かのごときものとして」描くところの見込みを懐くということ、2、人間行動の可能性について平均的に使用される判断にしたがって、個人がそうした見込みを懐きえた（「適合的因果性」のカテゴリーの個別的構成）ということ、論理的には両者（1と2）は本来厳格に区別すべきである。一つは、観察対象となる行為する側に主観的に現にあるような、つまり研究者によって「平均的に」持合せているとみなされるような構成要件 Tatbestand である。もう一つは、認識主観（研究者）が当事者の蓋然的知識や蓋然的思考慣行を考慮に入れて客観的に計算する可能性である。しかし、社会学は一般概念を構成するに際して、行為の当事者たちも主観的に持合せている vorhanden そのような可能性を見積るのに必要な把握「能力」が平均程度には現に存在しているとみなす、すなわち理念型的にしはいえないが、それは客観的に存在している vorhanden 平均的可能性が、平均的な目的合理的行為者によって主観的に近似的に計算されることを前提とするのである。それゆえわれわれにとっても、ある定律の経験的「実効性」とはかの平均的な見込みが客観的根拠をもっている（「客観的可能性」のカテゴリー）ことであるとしよう。[だがこれは、]われわれにとって一連のそのときどきの平均的に蓋然的な事実計算によって、主観的なその意味内容に基づいて平均的に見込みを指向する行為が「適合的因果的」に妥当するという、独特の意味においてである。したがって、この場合客観的に見積ることのできる見込みについての可能性は、行為者にそうした見込みが現にあるかどうかの十分に理解可能な認識根拠としても機能する。ここで

両者は、事実上表現のうえではどうしてもほとんど一致するが、当然のことながら論理上の深淵が消えてしまいうわけではない²⁹⁾。

ここでは「主観的」、「目的合理的」といった概念が「行為者」に属するのに対し、「客観的」という概念は「研究者」に属すると同時に事実上存在するという意味で使われていることに注意する必要がある。というのは、これをそのまま受けると、研究者は常に存在に到達するが「行為者」はそうではないということになるからである。だが、これが「理念的にしかいえない」ことを考慮に入れると事態は一変する。すなわち、ここでいう「研究者」や「行為者」は、それぞれ「主観」と「対象」とに相当する論理のカテゴリーなのである。そしてこれゆえに、両者のあいだには「論理上の深淵」があるのだ。

この「主観」としては、「対象」としてのほかの「主観」に属するあらゆるものが「主観的」というカテゴリーに入るのである。だが、このような「主観」の概念は、ウェーバーが「存在 Sein」と「当為 Sollen」との峻別を強調するとき消えてしまう。このことは、ウェーバーが忠実なるカント学徒としてルドルフ・シュタムラーの「認識論」を批判した「シュタムラーにおける唯物史観の克服」で、「法解釈学 juristische Dogmatik」と「法制史」とを峻別する際生じた。

この論文には興味深い議論が多数含まれているが、一貫した主題は「存在」と「当為」との関係であり、この関係を明らかにするために「規則 Regel」の概念が分析されるのである。

「規則」には、経験的に得られる「規則性」としての「規則」と「当為」を表わす「規範」としての「規則」とがある³⁰⁾。この後者の意味の「規則」、つまり「人の制定した規則」が結果として人間の行動に「規則性」を生じさせている場合、ウェーバーはその「規則」を「格率 Maxime」と呼ぶのだが、³¹⁾この「格率」は、はじめの「規範」としての「規則」に関連してはいるがそれとも、また原理的にはその結果としての人間行動の「規則性」とも異なる経験的に得られた「規則」に支えられている。すなわち、行為者は明示された「規範」としての「規則」(それは「法 Recht」でも「慣習 Konvention」でもよいが)を前にして、その「規則」に関連する経験知(この内容は「規則性」としての「規則」であるわけだ)を動員して自らの行為を決定する(という「理念型」を構成しうる)のである³²⁾。

この「格率」としての役割(以下の a に相当)を含

め、「規範」としての「規則」は次の三つのものでありうる³³⁾。

- a. 特定の行為の因果的契機。すなわち「格率」。
- b. 特定の行為の認識手段。すなわち「理念型」。
- c. 特定の行為の類概念ないし集合概念。

このうち a は「行為者」にとっての「当為」に関わり、b と c は「研究者」にとっての「存在」に関わるといえるよう。(ここでは b と c との関係については述べない。)

ここまでの「存在」と「当為」との関係に関するウェーバーの説明は、きわめて適確なものだと思う。だが、「法解釈学」は「研究者」の「当為」にのみ関わるゆえに、経験科学としての「法制史」とは区別されるというウェーバーの議論は納得し難い³⁴⁾。というのは、(論理のカテゴリーとしての)「研究者」の「当為」とはあらゆる学(ウェーバーにならえば「解釈」)³⁵⁾の究極的な根拠であり、したがってこれにのみ関わる学はありえないからである。このような「当為」の概念は、多分「必然的明証性」そのものだろう。

結 語

本論稿は、近年のアルフレート・シュッツの業績への注目に触発されたものである。しかし、ウェーバーの方法論に親しんでいた私にとって、シュッツのウェーバー理解³⁶⁾には納得しかねる点があった。その中心的なものは、シュッツの理解に反してウェーバーの「社会学」はきわめて「超越論的」な性格をもっているということである。本論稿の第三章は、まさにその論証の試みにほかならない。

ウェーバーの「超越論的」立場は、その徹底さという尺度からすると、カントと「現象学」とのあいだのどこかに位置していると考えられる。したがって、ウェーバーのその不徹底なところは、もっとも徹底的な「超越論的哲学」である「現象学」と比較することで明らかになると思われた。だから私は、第二章で「現象学」的「客観性」論という「理念型」を構成したのである。この「理念型」によって、ウェーバーの方法論の中心的概念である「解釈」の二義性が明らかになり、それらを分離することによって、ウェーバーのこの概念の「超越論的」な性格が一層明確になった。だが、ウェーバーは今述べた概念の二義性のために、それを十分には自覚していなかったように思われる。その端的な例として、私はウェーバーの「法解釈学」の概念の曖昧さをとりあげたのである。

シュッツの業績に対する消極的な評価として、そのようなものが「社会学」に必要なかということがいわれる。つまり、シュッツの研究は「社会学」ではなく「哲学」だというのである。そしてこのことは、今から四十年以上も前にパーソンズが懐いた疑問でもあった。

近年邦訳も出版されたパーソンズとシュッツの往復書簡は³⁷⁾、われわれにとってエキサイティングなこの二人の出会いがすれちがいにおわったことを示している。そこで編者ならずとも、この二人の「隔たりはどれほどのものか」を問いたくなる。だがこのような興味は、むしろこの二人を何とかして結びつけたいという感情から出てくるものにちがいない。

この結びつけを「社会学」にこだわりつつおこなうとすれば、「社会学」における二人の共通の師である マックス・ウェーバーに遡ることがもっとも有効な方法であるように思われる。私はこのことを、本論稿によって示唆したいのである。

注

- 1) Stephan Strasser, *Phänomenologie und Erfahrungswissenschaft vom Menschen. Grundgedanken zu einem neuen Ideal der Wissenschaftlichkeit*, Walter de Gruyter, 1962. 徳永恂, 加藤精司訳『人間科学の理念』新曜社, 1978年。
- 2) Max Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, 3 Auflage, J. C. B. Mohr, 1968. 以下 WL と略す。またこれについては以下の邦訳を参照した。
 - ・松井秀親訳『ロッシュャーとクニース』(一), (二), 未来社, 1955—56年。
 - ・同訳「シュタムラーにおける唯物史観の克服」(『ウェーバー宗教・社会論集』河出書房, 1968年所収)。
 - ・富永祐治, 立野保男訳『社会科学方法論』岩波文庫, 1936年。
 - ・森岡弘通訳「文化科学の論理学の領域における批判的研究」(森岡訳『歴史は科学か』みすず書房, 1965年所収)。
 - ・林道義訳『理解社会学のカテゴリー』岩波文庫, 1968年。
 - ・松代和郎訳『社会学および経済学の「価値自由」の意味』創文社, 1976年。
 - ・清水幾太郎訳『社会学の根本概念』岩波文庫, 1972年。
- 3) Edmund Husserl, *Die Krisis der europäischen Wissenschaften und die transzendente Phänomenologie* (Husserliana Bd. VI.), Martinus Nijhoff, 1954. 細谷恒夫, 木田元訳『ヨーロッパ諸学の危機と超越論的現象学』中央公論社, 1974年。以下『危機書』という。
- 4) *ibid.*, § 34.
- 5) 新田義弘『現象学』岩波書店, 1978年, 55頁。
- 6) Husserl, *Die Krisis*, S. 155. 邦訳, 214頁。
- 7) 新田, 前掲書, 80頁。
- 8) Strasser, *Phänomenologie*, SS. 65—66. 邦訳, 83—84頁。
- 9) *ibid.*, SS. 79—80. 邦訳, 103頁。
- 10) *ibid.*, S. 80. 邦訳, 104頁。
- 11) *ibid.*, SS. 245—246. 邦訳, 329—331頁。
- 12) *ibid.*, S. 246. 邦訳, 330頁。
- 13) WL, S. 116, S. 543.
- 14) ウェーバーは「客観性」との関連で「明証性」に言及する場合、「明証性」を「一義性」と同一視している。
- 15) WL, S. 115.
- 16) 「ロッシュャーとクニース」においては(WL, S. 95.), 「諒解」とは「社会学の根本概念」でいう「現実的理解」と同じものと考えられるが(WL, S. 546.), 「社会学の根本概念」における「現実的理解」の説明は適切なものとは思えない。むしろ「諒解」については、「理解社会学の若干のカテゴリーについて」における次のような説明が適切だろう。

九々表の経験的「妥当性」は、「諒解妥当性」の事例である。〈中略〉九々表は子供のとき、専制君主の合理的命令が臣下に「授与される」とまったく同様に、われわれに授与される。しかももっとも深い意味で、われわれにはその根拠やそれ自体の目的もさしあたって完全に理解不可能なあるものとして、しかしそれにもかかわらず拘束的に「妥当するもの」として「授与される」のである。したがって、「諒解」とはさしあたりたんに慣れているゆえに慣れたものにしたがうことである。(WL, S. 471.)
- 17) WL, S. 94.
- 18) WL, SS. 190—194.
- 19) WL, S. 276.
- 20) WL, S. 71.
- 21) Strasser, *Phänomenologie*, S. 119. 邦訳, 157頁。
- 22) WL, S. 277.
- 23) WL, SS. 111—114.
- 24) WL, S. 180.
- 25) WL, S. 245.
- 26) WL, S. 246.
- 27) WL, S. 260.
- 28) WL, S. 535.
- 29) WL, SS. 443—444.
- 30) WL, SS. 322—323.
- 31) WL, SS. 323—328.
- 32) したがって、ここでは「行為者」、「研究者」双方の「規則」についての知識が問題になっているわけだが、いったん「理念型」的思考をはなればこれらの区別がむずかしくなることは、さきに引用したウェーバー自身の論述によって明らかだろう(WL,

SS. 443—444.)。このことは、ここで紹介した「規範」としての「規則」が「規則性」としての「規則」を生み出すという考えのもとでは、とくに重要な意義をもってくる。というのは、「行為者」にとって「規則」についての知識は、それがどのような仕方であれ明示されれば、ここでいう「規範」としての「規則」と同じはたらきをすると考えられるからである(ただしサンクションはともなわないだろう)。このような考えは、ロバート・マートンの「自己成就的預言」や稲上毅氏の「理念型の偏倚性」といった概念にもみられる。——これらの概念については次の著作を参照されたい。Merton, *Social Theory and Social Structure*, Free Press, 1949. 森東吾ほか訳『社会理論と社会構造』みすず書房, 1961年。稲上『現代社会学と歴史意識』木鐸社, 1973年。

33) WL, SS. 339—342.

34) ここでは、「法解釈学」とは何かという問題をあつかうことはできない。

35) WL, S. 252.

36) Schütz, *Der sinnhafte Aufbau der sozialen Welt*, Julius Springer, 1932. 佐藤嘉一訳『社会的世界の意味構成』木鐸社, 1982年。

37) Walter M. Sprondel hrsg., Alfred Schütz Talcott Parsons *Zur Theorie sozialen Handelns*, Suhrkamp Verlag, 1977. [英語版] Richard Grathoff ed., *The Theory of Social Action*, Indiana University Press, 1978. 佐藤嘉一訳『A. シュッツ=T. パーソンズ往復書簡, 社会理論の構成』木鐸社, 1980年。